

## 「学校における働き方改革推進プラン」について

## 【法的根拠】

## ■平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ

## ■公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律

→ ガイドラインを「指針」に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化

## 【概要】

- 1 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）＜第5条関係＞ 令和3年4月1日
- 2 業務量の適切な管理等に関する指針の策定＜第7条関係＞ 令和2年4月1日

## 【新設】

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ■公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平31.1.25付初等中等局長通知）【概要】

- 対象者
- 上限の目安時間
- 留意事項
- 本ガイドラインにおける「勤務時間の考え方」
- 実効性の担保

## ■公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

- 趣旨
- 業務を行う時間の上限
- 留意事項
- 対象の範囲
- 上限時間

## ○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること。
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

【背景】（令和元年12月「県働き方改革プラン」より抜粋）

■教員の業務負担の増加 <理由> ①部活動 ②教材研究

③校務分掌等の業務（調査・統計への対応、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、学校徴収金の管理、給食時の対応、地域人材との連携など）

※学校や教員が担うべき業務を明確化・適正化する必要 → 教育委員会が主導して業務削減

■教員の学びの時間の必要性

<理由> 新学習指導要領の実施、道徳の教科化、プログラミング教育、小学校外国語教育等

※教員の幅広い経験、自己研鑽による授業力の向上 → 教育の質の向上

◆酒田市の現状（教育条件整備に関するお願いより）

- ◎人的配置の要望 ○教育支援員（最優先） ○特別支援教育巡回相談員
- スクールカウンセラー ○部活動指導員 ○図書専門員
- ◎業務支援システム（業務改善ソフト）の導入

【具体的な取り組み】

■「在校等時間の縮減効果が大きい取り組み」（学校の働き方改革のための取り組み状況調査より抜粋）

全国教委での取り組み	酒田市の取り組み（予定を含む）
① 部活動ガイドラインの実効性の担保	平31年4月ガイドライン策定 → 各中学校へ4月運動部＋7月文化部 ※概ね順守、適正
② 学校閉庁日の設定	夏休みの閉庁期間（学校により3～4日）
③ 情報通信技術（ICT）を活用した事務作業の負担軽減	令和2年度に「指導要録」の電子化 ※出席簿、成績処理等順次整備を進める
④ 留守番電話の設置やメールによる連絡対応対制の整備	全体では実施なし ※令和元年度 一部の学校で「留守番電話対応」
⑤ 部活動への外部人材の参画	「部活動指導員」→各中学校1名 ※このほか「外部指導者」180名の委嘱
⑥ SC、SSW、特別支援教育等の専門人材などの参画	教育支援員60名 SC…各中学校区に2名 特別支援巡回相談員3名 SSW…市単独予算で1名
⑦ 保護者や地域・社会に対する理解を求める取り組み	「きょういく酒田」「ホームページ」 「働き方改革推進プラン」の周知の際の保護者通知
⑧ 行事などの精選や内容の見直し、準備の簡素化	学校行事と地区行事の共同開催または地区行事へ移行 学校行事の簡素化（例：運動会は午前中で終わり）
⑨ 学校に向けた調査・統計業務の削減	重複した調査内容をさげ、外部団体からの調査等を市教委で精査して各学校に依頼
⑩ サポート・スタッフをはじめとした授業準備などへの外部人材の参画	スクールサポートスタッフ（県）を3校に配置

【全国の動向】

■教職員の勤務実態（学校の働き方改革のための取り組み状況調査より抜粋 2019 文部科学省）

◇「在校等時間」を「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等客観的な方法で把握」

都道府県 66.0% 政令市 75.0% 市区町村 47.7%  
※把握していない 都道府県 10.6% 市区町村 13.2%

◇「上限ガイドライン」

策定済み 都道府県 21.3% 政令市 20.0% 市区町村 15.1%  
検討している 19.1% 25.0% 13.1%  
新たに策定 59.9% 50.0% 51.8%  
※策定の予定なし 18.4%